

第6期第3回福岡市男女共同参画審議会（平成27年7月6日）

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の
策定について

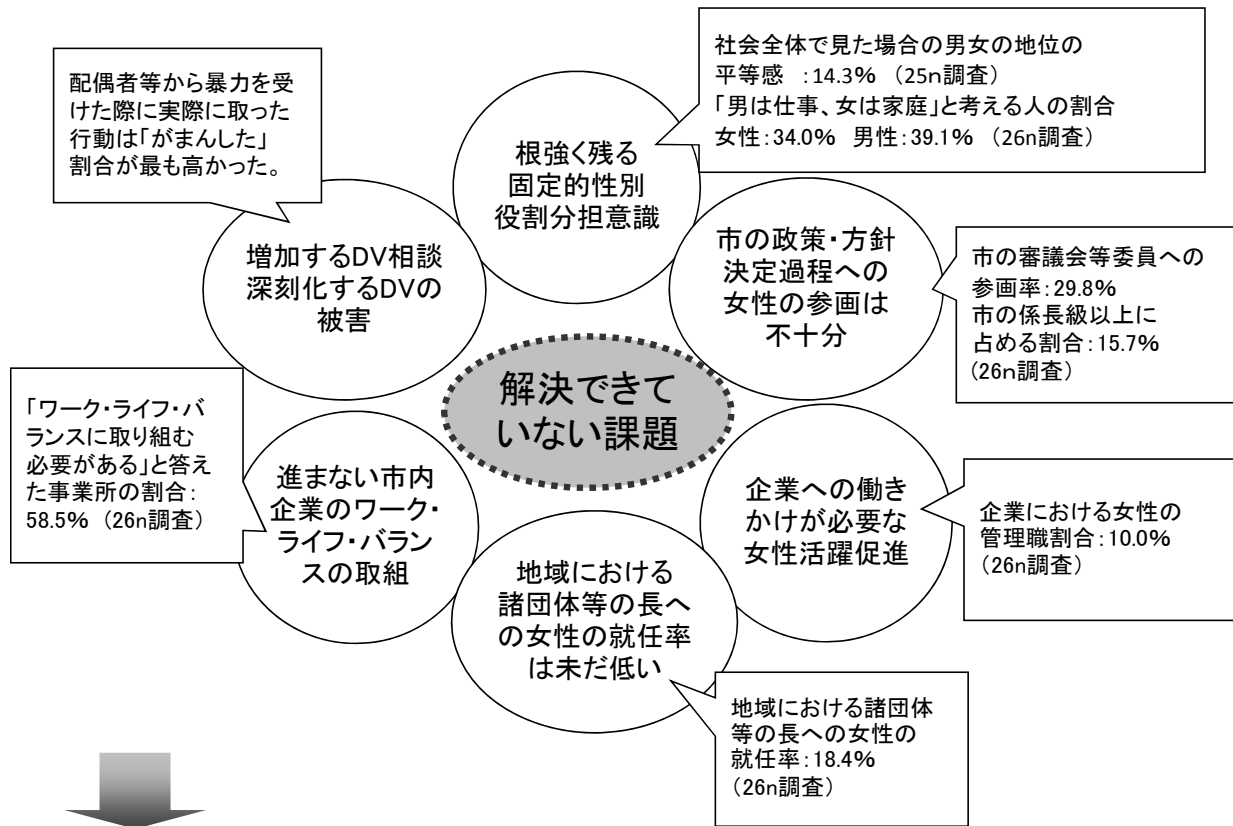
福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の策定について

男女共同参画基本計画とは

- 男女共同参画推進施策を総合的・計画的に実施するための大綱。同時に具体的施策の実施計画の役割を果たす。
- 計画期間 平成18年度～平成22年度(第1次)、平成23年度～平成27年度(第2次) 平成28年度～平成32年度(第3次)
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び福岡市男女共同参画を推進する条例第11条に基づく計画

目指す姿 - 男女共同参画社会の実現

市民一人ひとりが性別にかかわらず家庭、地域、働く場など様々な分野で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進める。



基本計画(第3次)策定の視点

- (1) 社会経済情勢の変化に適切に対応する。
- (2) 上記の課題に取り組み、あらゆる分野での女性の参画を進める。
- (3) 多様な人材の活用、多様な視点の導入を図り、市民の共感を得ながら、将来にわたって豊かで活力に富んだ持続可能な社会を構築する。

策定の基本的考え方

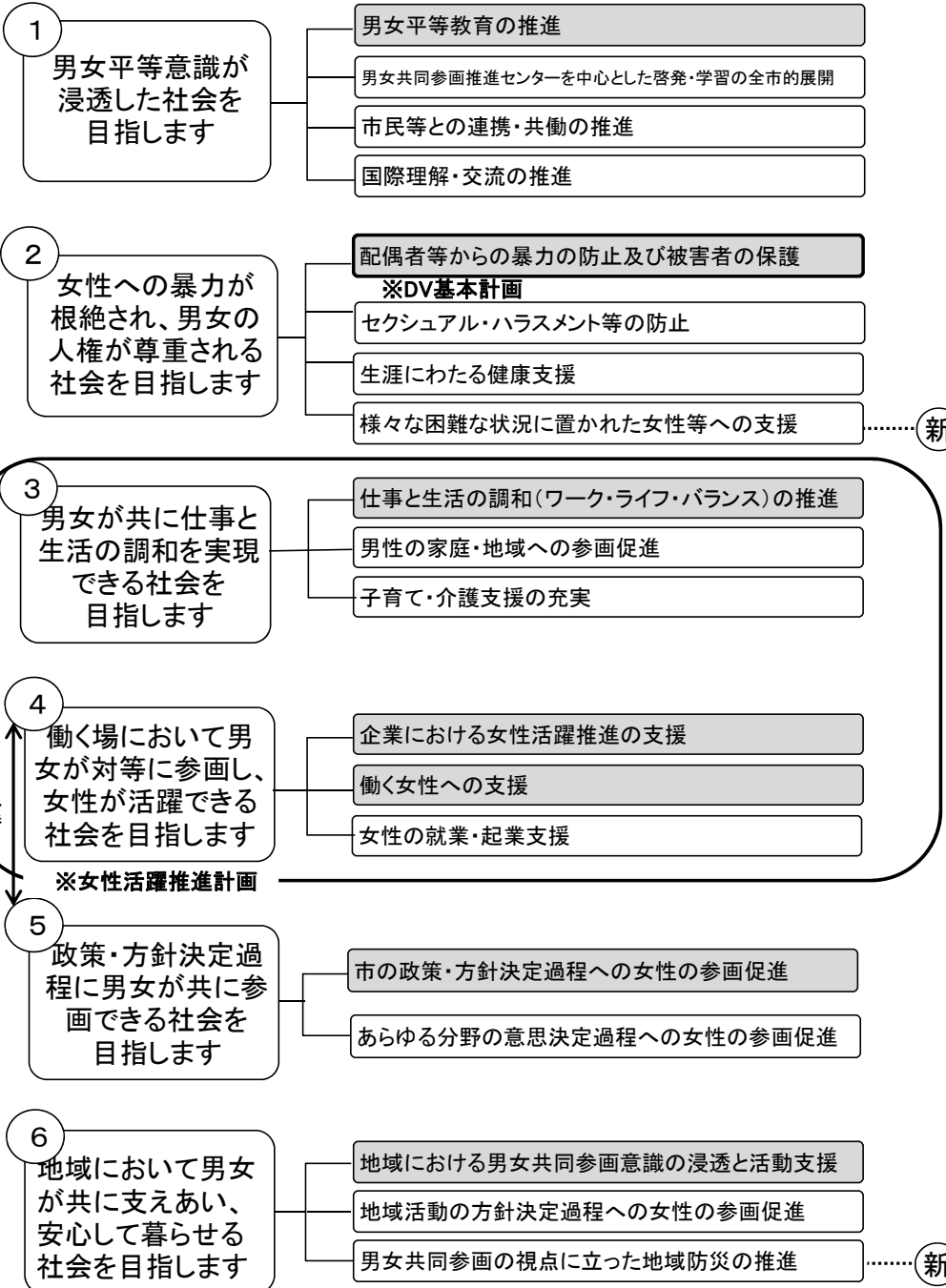
- 6つの基本目標を継続
- 基本目標2(施策の方向1)をDV防止法に定めるDV基本計画とする
- 基本目標3と4を女性活躍推進法に定める女性活躍推進計画とする
- 数値目標の追加(現計画3項目→6項目)、計画の進捗をモニタリングするための参考指標を引き続き設定
- 今後5年間に特に重点的に取り組む施策を明示

基本計画(第3次)の体系

基本目標

施策の方向

重点施策 (濃いグレー) : 新たな取組 (新) (薄いグレー)



数値目標(平成32年度までに達成)

(1) 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	30%
(2) 固定的性別役割分担に否定的な人の割合	女性75% 男性70%
(3) 福岡市の企業における女性管理職比率	12%
(4) 福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40%
(5) 市職員の女性登用の目標値	総務企画局で検討中
(6) 地域における諸団体等の長への女性の就任率	検討中

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の策定スケジュール（案）

時期	主な予定事項																
4～6月	<p>市役所内(関係各課)の意見等取りまとめ</p> <p>地域の意見等取りまとめ（男女共同参画協議会及び自治協議会）</p> <p>事務局による計画原案の作成</p>																
7～9月	<p>男女共同参画推進幹事会の開催</p> <p>審議会による審議</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">1回目</td> <td style="padding-left: 10px;">7月6日</td> <td style="padding-left: 10px;">（審議会，部会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回目</td> <td>7月22，23，24日</td> <td>（部会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3回目</td> <td>8月5，6，19日</td> <td>（部会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4回目</td> <td>9月2日</td> <td>（審議会）</td> </tr> </table> <p>※審議事項：①次期計画の策定について ②現行の基本計画の進行管理・評価</p>	{	1回目	7月6日	（審議会，部会）		2回目	7月22，23，24日	（部会）		3回目	8月5，6，19日	（部会）		4回目	9月2日	（審議会）
{	1回目	7月6日	（審議会，部会）														
	2回目	7月22，23，24日	（部会）														
	3回目	8月5，6，19日	（部会）														
	4回目	9月2日	（審議会）														
10～1月	<p>男女共同参画推進協議会(市役所の推進体制)及び同幹事会の開催</p> <p>議会中間報告に向けた市役所内の調整</p> <p>議会への中間報告</p> <p>パブリックコメント</p> <p>地域の意見等取りまとめ（男女共同参画協議会及び自治協議会を予定）</p> <p>事務局によるパブリックコメントを踏まえた最終案の準備</p> <p>審議会による審議</p> <p>※審議事項：①パブリックコメント回答案 ②答申案 等</p>																
2～3月	<p>パブリックコメント回答</p> <p>答申</p> <p>福岡市男女共同参画基本計画（第3次）策定</p> <p>議会へ報告</p>																

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。

- ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。